

添付資料(Ⅱファイルの概要(1))_移転先21以降)

移転先21	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための個人の番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	平塚市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属するものに係る市県民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[] 情報移転ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
移転先22	こども家庭課
①法令上の根拠	平塚市行政手続における特定の個人を識別するための個人の番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	平塚市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属するものに係る市県民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	平塚市で市民税・県民税を課税されている対象者及び課税情報
⑥移転方法	[] 情報移転ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (端末検索)
⑦時期・頻度	原則年次、日次にて提供
移転先23	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 情報移転ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

